

《〈実質的な機会の平等〉の追求は〈結果の平等〉に行き着かざるを得ない》という議論の正しさについて

堤 大 輔*

Does the Pursuit of “Substantial Equality of Opportunity”
Really Entail “Equality of Results”?

Daisuke Tsutsumi

Abstract

When we think of distributing finite resources “equally”, disputes occur between “equality of opportunity” and “equality of results”. But opportunity for what? And results of what? This paper assumes, in order to make the dispute consistent and fruitful, that the answer is one and the same: a contest (of some sort) as a procedure to decide the distribution. And here the pursuit of “substantial equality of opportunity” is often supposed (or sometimes accused) to entail “equality of results”, because it, (unlike the laissez-faire principle of “formal equality of opportunity” or “equality of opportunity in name only”), intervenes, aiming to make the contest fair, into the initial conditions of certain contestants in order to compensate them for their predicaments which prevent them from participating in the contest on even terms with others.

But this paper argues, drawing actual examples from entrance examination and sports, that whether or not the pursuit leads to “equality of results” depends on the very purpose of the contest in question.

If, on one hand, the purpose of the contest is to discern the difference in the results which indicates the dispersion of essential ability among contestants and determine who is superior to whom, then manipulative intervention to make the results equal is absurd and irrelevant, since it only clouds the facts. Like the variable whose effect is being tested in a control experiment in science, the ability which is being measured in the contest must be exempt from intervention, however elaborately controlled and equalized the residual conditions of contestants may be. Thus the pursuit of “substantial equality of opportunity” purifies and sharpens the contest, and therefore is incompatible with promoting “equality of results”.

If, on the other hand, the actual purpose of the intervention is different from above and

* 育英短期大学保育学科

rather, for example, to make the activity of the contest lively and prosperous, or to motivate and upgrade the contestants through enhancing rivalry, then manipulation to promote a close contest would be an effective method. And if, in such manipulation, no specific factor in the initial conditions of the contestants is in principle exempt from intervention, then the contest will be actually dissolved, and there will be a kind of pursuit of “equality of results”.

Keywords: equality of results, formal equality of opportunity, substantial equality of opportunity, control experiment

キーワード: 結果の平等, 形式的な機会の平等, 実質的な機会の平等, 対照実験

第1章 問題の所在

社会の中で何らかの資源（金品、サービス、地位、学籍、ポスト、権限、名誉、等々）を分配しなければならない時、そしてその分配を出鱈目に行うのではなく、何らかの原理に従って行おうとする時、そうした原理の有力な候補として、功績原理（：功績のある者に、より多く分配せよ）や必要原理（：その資源を必要とする者に、より多く分配せよ）と並んで、平等原理が主張される。字の通り、当該の資源を平等に分配せよという原理である。ただ、一般に「平等」と称する原理には、少なくとも次の2種類があるので注意を要するとされる。すなわち；

- (A) <結果の平等> (equality of results) と、
- (B) <機会の平等> (equality of opportunity)

である。

(A) <結果の平等>というのは、もっとも文字通りの平等と言えるだろう。すなわち、分配を受ける人（いわゆる自然人ではなく法人でもよいし、人の集団でもよいだろうが、とりあえず人と言っておく）たちの間で差が出ないように、当該の資源が均等に分配されること（あるいは、されていること）を指す。<結果の平等>というタームの「結果」というのは、当該の資源をどう分配するかを

決めるための操作ないし手続きとしての何らかの競争（ないし審査、選考、等）の「結果」であるはずだ。ただ、<結果の平等>という原理は、そもそも競争という発想に馴染まない原理だと言えるだろう。競争せずにはじめから資源を均等割するのと、結局同じことを求めるからである。もし何らかの事情で競争をするにしても、その結果として人々の取り分が不均等になったら、それを均すべく事態に介入——多くを得た者からそうでない者への“再分配”といった形で——すべきだという発想になる。あるいは、結果が均等になるように、各競争者のスタート地点を適宜調節しておくべきだという発想になる。

(B) <機会の平等>は、分配の結果を決定する手続きとしての競争に参入（エントリー）する機会（チャンス）を、人々に平等に与えようとするさいに言われる。これは明らかに競争の存在を前提とした原理だと言える。

以上の(A)と(B)の区別を明確にすることが、「平等」をめぐる議論における無用の混乱を避けて実りある議論をするためには必要である。しかし実は、この区別だけではまだ不十分だと思われる。つまり、(B) <機会の平等>に関する次のような下位分類⁽¹⁾を十分に意識することが大切だと思われる。すなわち；

- (B 1) <形式的な機会の平等> (formal equal-

ity of opportunity) と、
(B 2) 〈実質的な機会の平等〉 (substantial equality of opportunity)

という分類である。

(B 1) 〈形式的な機会の平等〉とは、この社会で何らかの資源を勝ち取りたいと欲してそのための競争に参入しようとしてきた者を決して拒絶しない(つまり必ず競争に参戦させる)、ということである。ただし、競争において一部の参加者に手助けすると公正さを損なうと考え、どの参加者に対しても、一切の補助をしない。人並みに競争のスタートラインに就くことさえままならない事情を抱えた者がいても、それもすべて本人の側で解決すべき問題と見なし、非介入を貫く。このように、全ての参加者を本当にスタートライン上に整列させるための措置を講じるわけではないという点からして、言われるところの「機会の平等」は、(少なくとも次に述べる(B 2)に比べれば)形ばかりのものにもなりうる、という意味で、「形式的(formal)」と呼ばれる。

(B 2) 〈実質的な機会の平等〉とは、他の参加者と同一スタートラインに就けない事情——典型的には、心身の障害や、経済的困窮——を抱えた者に対しては、スタートラインに就くまでの補助を施すというやり方である。ただし、そのようにしてチャンスを与え、競争が始まった後は、そのチャンスを生かせるかどうかは本人次第だと考え、もはや手助けはしないし、競争の結果にも介入しない。参戦したいと思う者が、単に参戦を拒絶されないというだけでなく、実際に同一スタートラインから競争する機会を得られることになるので、「実質的(substantial)」と呼ばれる⁽²⁾。

両者は明らかに異なる考え方、異なる方針を述べていることがわかる。

以上の説明からすれば、(A)、(B 1)、(B 2)の3種類の「平等」を、事態の成り行きのままの流れに対する人為的介入の度合いが少ない順に並

べるなら；

(B 1) 〈形式的な機会の平等〉 < (B 2) 〈実質的な機会の平等〉 < (A) 〈結果の平等〉

ということになる。

さて、本稿では特に次のような趣旨の議論が正しいかどうかについて考察する。すなわち；

我々は、〈実質的な機会の平等〉をいったん追求しはじめると、〈結果の平等〉に行き着かざるを得ない

という趣旨の議論である。

例えば教育社会学者ケネス・ハウは、次のように論じる⁽³⁾。まず、被教育者たちの間で、教育の結果(例えば学力の到達度や、進学実績など)ではなく、教育の機会(すなわち、教育を受ける初期条件——学校の設備、教師の力量、教科書、等々といったインプット——)を揃えようとするだけでも、我々は教育の結果を参照しなければならない。なぜなら、(ハウと、ハウが援用するコールマンによれば)、競争の開始に際して、《各競争者間のしかるべき初期条件(例えば教師の力量)は揃えるべきだが、別の初期条件(例えば校庭の芝生の質)はさすがに揃える必要がない》といったことを知るためには、我々はそうした様々な初期条件が結果にどう相関するか(あるいはしないのか)を知らなければならない。ここでもし、《結果における格差が、インプットの不平等(すなわち機会の不平等)を暗示し、結果における平等(すなわち差が出ないこと)が、インプットの平等(すなわち機会の平等)を暗示する》と考える人——ハウやコールマンが(筆者と違って⁽⁴⁾)そう考えるように——がいたとすれば、その人は結局、教育の〈機会の平等〉を実現するために〈結果の平等〉を追い求めることになるだろう。

ハウはさらに続けて、「教育機会の平等(equal-

ity of educational opportunity)」というコンセプトに、形式主義的な解釈(formalist interpretation)ではなく、現実主義的な解釈(actualist interpretation)を施すと、(つまり、教育の〈形式的な機会の平等〉ではなく〈実質的な機会の平等〉を求めると)、それは〈結果の平等〉という考えとの違いを保ち難い、と論じる⁽⁶⁾。なぜなら、(ハウによれば)、教育の〈機会の平等〉を実質的に実現するために様々な初期条件を揃えようという考え方は、結局、《結果の格差が許されるのは、ある被教育者自身が自らの意志で教育の機会を放棄することを選択した場合だけ》と考えるに至る。ところが、そうした自由意志での選択なるものが本当に「自由意志での選択」の名に値するかどうかは——幼い子どもの自己選択や、家計の逼迫の下で進学コースを“主体的”に辞退した生徒などを想起すればわかるように——往々にして疑わしいものだから、実際には、「結果の格差を許容できる」と自信を持って言えるケースは無いことになり、結局、〈結果の平等〉を求める立場(すなわち、結果の格差を許容しない立場)との違いが事実上無い、ということになる⁽⁶⁾。

また例えば社会学者宮台真司は、大学の入学試験などに臨むさいの「スタートラインを揃えるべく再配分せよ」⁽⁷⁾と主張する「機会の平等」⁽⁸⁾の考え方——本稿で言う〈実質的な機会の平等〉という考え方——を評して、

機会の平等に神経質になり過ぎると、結果の平等を目指す田吾作平等主義と同じになります⁽⁹⁾。

としたうえで、

地域や階層が違うだけでスタートラインは違う。アフーマティブな補完も部分的に終わる。しからば地域や階層も平準化するのか。ありえない選択です⁽¹⁰⁾。

全条件の平等を初期条件として設定せよという要求には、現実的にも論理的にも意味がありません⁽¹¹⁾。

と論じる。つまり、〈実質的な機会の平等〉をもし完全に実現しようとするれば、競争参加者が属する地域や階層による有利不利までも、完全に均さなければならなくなる。そのために、「アフーマティブな補完」——例えば1960年代に米国で貧困層の就学前児童に対してだけ補償教育を施したヘッドスタート計画のような——を行ったとしても、競争の初期条件のばらつきをもたらす要因は他にもたくさんあって——性別、遭遇してきた他者や出来事の履歴、はては遺伝子の違いも——きりが無い。それらをすべて均そうとすれば、行政府がどれだけ予算を割いても足りないだろう(といった現実的問題もある)し、そうやって徹底的に介入して均質化できたとした後の2人の競争者は、もはや別人と呼ぶ意味がないくらい同質な2人となっていて、もはや何かの競争をして結果を見比べようとする意味もない——サイコロを振らせるのと変わらない——はずだ(という論理的問題も提起できるだろう)。ここまで「平準化」を追い求めるのならば、競争者相互の個性の違いも取り分の違いも認めない、横並び主義(「結果の平等を目指す田吾作平等主義」と大差ないだろう。さらにもしこれが昂じて、競争者たちの出す結果(アウトプット)がちょうど等しくなるようにと、結果から逆算してそれぞれの競争者へのインプットを調整する⁽¹²⁾ ことにしたら、結果が出てから「再配分」することと(当事者のもつ印象や気分の面ではともかく、実際問題としては)大して変わらない——介入のタイミングが競争後でなく競争前になって、予測の狂いによる誤差の余地が加わっただけのこと——だろう。

こうした議論がどのような意味で、どの程度必然的に正しいのか。本稿の次章以降の考察で、それを確認したい。さもないと、競争において少し

でも介入（あるいは「補償」「再配分」「アフターマティブな補完」etc.）を認めたら最後、そこから一直線に「徒競走では手をつないで同時にゴールすべきだ」という発想に早晩行き着く、というような通俗バージョンの議論も正しく思えてくるかもしれない。あるいは、「結局のところ、勝負事で一部の参加者にだけ下駄を履かせるのだから、どう言い繕ったとしても、それは一種のインチキである。ひとたびインチキを認めると、それが“蟻の一穴”となり、競争の結果を全面的に操作し改訂するところまでエスカレートしても不思議ではない。要するに競争における手助けは、部分的なものであれ、“悪平等主義”への第一歩である。」とでも言ってみれば、それは我々の常識的感覚に適った言い草でもあり、一定の説得力を感じさせる。そしてこのような議論をもし受け容れるなら、《我々は、何らかの平等を主張する理論的に一貫性のある立場をとろうとすれば、結局は〈形式的な機会の平等〉か〈結果の平等〉かのどちらかを選ぶしかないのであり、それらの間で〈実質的な機会の平等〉という立場を主張したとしても、それはその両側の原理にも比肩する一つの原理を打ち出したと言ひ難く、むしろアドホックに現実的“落とし所”を求めて無原則な妥協を図ったということに過ぎない》ということにもなりそうに見えるが、どうなのだろうか？

第2章 当初の競争を“別の競争”にすること

本章では最初に、〈実質的な機会の平等〉に該当する2つの事例を検討する。まず、政治学者櫻田淳による、自身の体験に基づいた議論を、ケース1として引用する。脳性麻痺の影響で手先が不自由な大学受験生の扱いに関するものである。

◆ケース1；櫻田淳の代筆者

……私は、大学入試に際しては、数学の試験に散々苦しめられた。それは、私が数学に興味を持っていなかったとか、数学を苦手にしていったということではない。数学の試験の目的は、数学の理解度を考査することにあつたはずにもかかわらず、私は、試験の目的の外にある「答案を書く」という作業に苦慮していたのである。「誰かが、俺の代わりに書いてくれればなあ……。そうすれば、俺も数学で満点を取れる。」私は、高校時代、微分や積分の問題を解きながら、そのように考えていたものである⁽¹³⁾。

この議論が、数学の試験をめぐる〈結果の平等〉を求めているのではないことは明らかである。櫻田は、受験者全員を「合格」とせよ、と言っているのではないし、また、障害をもった者に予め一定の入学枠を割り当ておくクォータ (quota) 制度に対しては、「安易に導入することには、疑問を感じている」⁽¹⁴⁾ ののである。「障害のない人々と同じ土俵で対峙する機会、すなわち試験という名の「戦場」が、用意されなければならない。」⁽¹⁵⁾ と考えているからである。それは障害を持つ者自身の「人間の矜持」⁽¹⁶⁾ のためでもあり、その「戦場」を「迂回して大学に入ってきたとしても、周囲の人々は彼らを対等な相手として扱うことはなからう」⁽¹⁷⁾ からでもある。しかし一方櫻田は、手先の不自由さを運命として放置しようとする〈形式的な機会の平等〉の原理とは相容れず、その不自由さを補ってもらって他の受験生と真に「同じ土俵」に立つことを求めているのだから、まさに〈実質的な機会の平等〉を求めていることになる。

もう一つの〈実質的な機会の平等〉の議論の例として、哲学者マイケル・サンデルが「正義」について議論するさいにしばしば引き合いに出す論争を、ケース2として次に引用する；

◆ ケース 2 ; ケイシー・マーティンのゴルフカート

プロゴルファーのケイシー・マーティンは片足に障害があった。循環系の疾患のせいで、コースを歩くとかなりの痛みがあり、出血と骨折の危険性がきわめて高くなる。そうした障害にもかかわらず、マーティンはゴルフではつねに抜きん出ている。学生時代はスタンフォード大学の大学選手権優勝チームの選手で、その後、プロになった。

マーティンはプロゴルフ協会 (PGA) に、試合中にゴルフカートを使う許可を求めた。PGA はそれを許可しなかった。協会の規則では、トッププロの試合でのカートの使用は禁止されているというのがその理由だった。マーティンは裁判に訴えた⁽¹⁸⁾。

さて、マーティンの訴え通りに一人（あるいは一部）の競技者にカートの使用を許可することに対して、賛成論は例えばこう弁護するだろう；「ゴルフ競技に不利になるはずの近視を矯正するために眼鏡（やコンタクトレンズ）を装着して出場してよいのなら、脚の障害からくる不利を減ずるためにカートで移動するゴルファーがいてもよいのではないか？」しかし、反対論者は言うだろう；①「視力矯正の場合にはそれほど顕著にはならないことだが、カートを使う場合、元々の不利が解消されるにとどまらず、むしろ有利になってしまうことがある。例えば酷暑の中で、技術よりも体力が特にものを言う試合になったら、マーティンこそがかえって有利になってしまう。プロゴルファーたちの一回一回の試合は、賞金、名声など（あるいは間接的には CM 出演料に至るまで）の分配を決める重要な手続きであるだけに、これは由々しきことである。」、②「競技者が草原を歩き回るプロセスを免除してしまったら、それはもはや真性のゴルフとは別の何かになってしまう。」

後ほど②について論じるとして、まずは①の論

点について考えてみる。実はケース 1 でも①と同様のことが言える。すなわち、代筆者を使う受験生が、代筆者を使う解答スタイルに非常によく適応して、その特性を十二分に生かした“戦い方”——代筆者に書かせている間に頭を休めたり、別の問題を考えたり——をしたとすれば、代筆者を使った受験生こそが有利になる、という可能性がないわけではないのである。また、その受験生は、ワープロを使うのにも似て、正しい漢字を思い出す労を免除されることにもなりそうだ。実際には初対面の代筆者とのコミュニケーションの大変さというデメリットの方が大きいだろうと私は想像するが、しかし代筆反対論者の論拠として上記の論点が成り立っていないとは言えない。特に、代筆者をつけたうえで解答時間延長措置も講ずるのだとするなら、なおさらである。

要するに、同一の勝負事において、有利になりうる条件を一部の参戦者に限定して与えるのは間違っている、という批判である。では、その批判を回避するために、受験者全員に代筆者をつけるべきだろうか？ これは言うてみれば、「大学入試の数学とは、筆記者との二人三脚でやる競争なのだ」というように、社会通念から変えてしまおうというわけだ。しかしそうした場合、少なくともそのルール変更を導入して日が浅いうちは、かつての櫻田受験生のような境遇の者こそが、他人に筆記させる解答スタイルで既に経験を積んであって、その“戦い方”に長けている、ということもありうる。同様にケース 2 においても、カート使用を前提とした戦い方にかけては、マーティンにこそ一日の長がある、という可能性はある。

そうしたことを考えるとむしろ、代筆者やカートの使用・不使用を、全ての参加者が選べるようにする、という方式がベターだと言えるだろう。この方式であれば、各回の競技では、競技者各自が、現時点での自分にとって有利だと判断するスタイルで競技に臨むことができ、長期的には、各自が長期的視野の下で「有利」と判断する方のス

タイトルで（あるいは両方のスタイルで十分に）日頃の練習を積むことができる。

競技者各自が自分で選ぶということには、別のメリットもある。すなわち、「自分が自由意志で選んだ」という思いから、各競技者自身の納得を調達することである。一種の“市場原理”（：各当事者の、選択⇔納得）による解決である。あるいはここでもし、スタイル1（例えば代筆者使用）とスタイル2（代筆者不使用）との有利不利が見極め難く、競技者自身判断がつかなかったとすれば、それはそれで解決である。例えば、囲碁や将棋のプロ棋士が、他人同士の対局を観ていて、「（白番でも黒番でも、あるいは先手番でも後手番でも）どちらも持ちたい気がしますね」という言い回しをする局面がある。「どちらが勝ちそうかはっきりしないので、この先、仮にどちら番で続きをやらされたとしても、自分としては不満はない」と思うくらい均衡した局面である。そのような場合には、2つのスタイルの有利不利は、いわば“無知のヴェール”の向こう側にあるのだから、ヴェールのこちら側で誰がどちらを選んでも、誰にも不満はないわけである。このように、「不満のない選択ができればよし」とする方式はまた、「スタイル1とスタイル2の有利不利は、本当にちょうど均衡しているのか？ それをどうやって証明するのか？ “神のみぞ知る” 事柄ではないのか？」といった一種の不可知論にまともに対抗して答えを示す労（：証明責任）を回避することにもなる。

以上のように考えれば、代筆者にしてもゴルフカートにしても、「特定の者が特別措置を適用され、かえって有利になる」という、上述の論点①の批判は回避できる。しかし、この種の措置の結果、従来は勝つために必須の要件の一つだった資質（：手先の忙しい動きや、山野を歩き回るスタミナ）が必須でなくなり、その結果、従来は戦えなかったはずの者が戦えるようになったからには、当初の競技がいわば“少し別の競技”になったことはたしかである。（実際ケース2では、やが

て全選手がカートを使用するようになって競技の風景が一変することも、十分に予想される）。そうである以上、上述の②のような反対論を検討しなければならない。すなわち、例えば「その競技において本当に競い合うべき（あるいは競わせるべき）資質とは、何なのか」という観点からして、措置が適切かどうかという論点である。アマルティア・センの平等論における「何の平等か？」というフレーズに倣って言えば、「（そもそもこれは）何の競争か？」という問題になる。

マイケル・サンデルであればこの問題に対し、当該の活動の「本質 (essential nature)」(あるいは「目的 (purpose)」ないし「テロス (telos)」) を再考し、それに照らして当該の措置の是非を判断しようと説く。ケース2では実際にアメリカの最高裁は、ゴルフの歴史を調べ——そのさいおそらく、種々の他競技と比較したときの相対的独自性なども考慮して——、次のように判断した；

その黎明期から、このスポーツ〔：ゴルフ〕の本質はショットであった。すなわち、クラブを使って球を進め、ティーグラウンドから離れたホールまで、できるだけ少ない打数で到達することである⁽¹⁹⁾。

そこからすれば、「草原を歩き回る持久力勝負まで含めてこそ、初めてゴルフなのだ」という見解には説得力がないことになる。そこで最高裁は、「カートの使用は、その活動がゴルフであることと矛盾しない」と判断し、「カート使用可」と結論したのである⁽²⁰⁾。

同様に、これから大学で学問を修める者をペーパーテストで選抜しようとするとき、手先の動きがどれほど本質的な資質であるかと考えるなら、少なくとも、手先の器用さが不可欠である職種への就職試験の場合とは自ずと違う答えが出てくる。おそらく代筆者の使用は、ゴルフカートにも勝る説得力をもつのではないだろうか。

以上のように、ケース1においても、ケース2においても、「当該の競争で競い合うべき“本質的部分”をはっきりさせて、余計な部分を切り落とす」という説明によって、〈実質的な機会の平等〉のための措置を正当化することができた。「持久力比べという一面を切り捨てても、あいかわらずゴルフの競技だ。それどころか、従来より純粋にゴルフ競技の名にふさわしい競技になる。」「手先の器用さの違いがものを言わなくなっても、相変わらず数学の競争試験だ。それどころか、従来より純粋に数学の競争試験の名にふさわしい試験になる。」というわけである。

しかし困ったことに、「本質」なるものの存在をめぐる哲学的問題——「物事には必ず本質があるのだろうか?」、「本質と見えるのは、実は人間たちの決め事ではないのか?」、等々——は、決着の難しい難問である。（「本質」なるものの存在に否定的な「家族的類似 (family resemblance)」の議論もある⁽²¹⁾。こうした「本質」論議の決着を待つことなく本稿の考察を進めるためには、いかにも「本質」を欠くようなケースをも包括できるような議論をしておけばよい。そこで次にケース3として、「本質」なるものの決め難さ、あるいは決めることの人為性を実感させてくれる事例をあえて選んでみる。すなわち、民放のTV番組で、多種多様な種目のスポーツ選手たちを直接対決させるべく考案された、「パワーフォース」という名の競技である；

◆ケース3；パワーフォース

2人の競技者の背中同士を、1本のロープで繋ぐ。2人は最初、同じ場所に背中合わせに立っている。それぞれの正面10メートル先には、各自が目指すべきゴールが別々に設定されている。つまり、コートの長さ（つまり両者のゴールの間隔）は20メートルあり、そのちょうど中間地点に2人が背中合わせに立っている。スタートの合図とともに、両者

は各自のゴールに向かって、互いに180度反対の方向へ突進を始める。最初のうちはロープがたるんでいるので、両者とも自由に走れる。しかしロープは、両者ともがゴールできないほどに短く設定されているので、途中で必ずロープがピンと張り詰めてしまう。それ以後は、反対方向を目指す相手を力づくで引きずりながら前進しなければならなくなる。この引きずり合いに勝った方がやがて自分のゴールに辿りつき、それが勝者となる。

さてこの競技において、体重が軽くスピードが頼りというタイプの選手が重量級の選手と対戦する時に現状よりも有利になるよう、主催者が画策するとしてみる。少なくとも2種類の方法が考えられる；

- ①軽量の選手は、軽量である度合いに応じて、何歩か前からスタートしてよいことにする（要するに軽量者だけ、ゴールが近くなる）。
- ②ロープの長さを、現状より長くする（ロープが張り詰めるまでに時間がかかるので、その間に、スピードのある者ほど余計に前進しておける）。

①はまさに「ハンディをつける」という表現が相応しい。両者の扱いは明らかに不均等になり、もはや対等な（いわゆる“平手”の）勝負事とは言えないものになる。

②は、両者の扱いをあくまでも均等にしたままでのルール変更である。（両者が同一のロープを使う競技である以上、他の用具ならともかくロープの長さを各自の判断で選択させるような解決策はありえないわけだ。）これはハンディをつけることではなく、むしろ《競技者たちをあくまでも均等に扱い続けたまま、少し別の競技にすること》と捉えた方がよい。

しかも、話はさらに対称的だ。今度は先程とは

逆に、もともとのロープの長さが非常に長かったら——例えば20メートルだったなら——と考える。すると、(両者ともにゴールできるが、先にゴールするためにはスピードだけが決め手となるので)、軽量でスピードのある選手がもっぱら有利な競技だということになり、スピードで劣るがパワーのある選手のために、重量級の選手を少し前からスタートさせるか、ロープの短縮を考えるか、と画策するという、先程と正反対の話になる。

結局、ロープの長さを何メートルに規定しようとも、他の長さにする場合は別格の根拠を持ってこの競技の“本質”に迫るようには思えない。また、「長くしていく」という方向性と「短くしていく」という方向性とで、どちらがより正当な方向性か、ということも断じ難いだろう⁽²²⁾。「パワー」と「スピード」という、スポーツでしばしば賞賛され追求される2つの資質が、この競技の“本質”の候補として対等の説得力をもち、どちらか一方が“本質”であると定めることに無理があるということだろう。

このようにケース3は、競い合うべき要素を首尾良く絞り込んで、一定のポイントへと収斂させていくことが難しく、どうやっても恣意的な匙加減に見えてしまうケースだと言える。それに対して、ケース1・2では、ごく自然に競技の焦点を絞り込むことができる。しかし、次のようにもう少し突っ込んで考えてみれば、それとて自明ではなく、ケース3との間にけっこうな連続性があることがわかる。

数学の入試に関して言えば、競い合う資質の中心をさらに絞り込もうとすれば、方向性は分岐しうる。例えば、数学者好みの(おそらく数学特殊的な)センスと、多くの公式を正確に記憶しておいて適宜適用する能力とは、同じ資質ではないだろう。(さらに、どちらとも異なる“地頭”とでも言うべき資質も、また別物かもしれない)。そして、どれを競わせたいかによって、出題すべき問題も異なってくるはずである。だから例えばある国の

教育省が、自国の国立大学の数学の入試問題の傾向があまりに“数学オリンピック寄り”であると判断し、数学者の卵よりも、膨大で正確な知識を基に確実な論理的思考のできる優秀な官僚や法律家などの候補者を判別したいという見地から、わざわざ公式当てはめ型の出題にシフトしたとしても、それは一つのまともな政策でありうるわけである。そしてそのさい、出題範囲——ということは、必要な公式の範囲も——を限定し公表し遵守するなら、それは《一定期間中に、与えられた分野にどれだけ精通し、モノにできるか》という、勉強力・熟達力とでも言うべきメタレベルの能力——努力する人間性や、それこそ持久力までも含めた——を競わせるためには良い方法だということになる。(そして他方で、数学センス依存型の受験生が、相対的に危機にさらされることになる)。

ゴルフに関しては、競争の焦点を、アメリカの最高裁も本質的だとした「ショット」に関する感覚へとさらに絞り込む方向で、もう少し近未来予測的な想像をしてみるとする。現時点でも既に売り出されているあるTVゲームでは、コンピュータがヴァーチャルに作る、現実のゴルフコースそっくりの空間に、生身のプレーヤー(：TVゲームをする人)の“身代わり”のプレーヤーがいて、生身のプレーヤーがゴルフクラブのグリップ部分と同様の棒状の端末を握ってゴルフスイングの動作をすると、ヴァーチャルなプレーヤーがそれと同じ動作をしてボールを打つ。概して、現実のゴルフで適切なショット感覚を持っている人ほど、このゲームでも強いということになる。これが今後格段に精妙になるにつれて、現実のゴルフとの間隙は小さくなっていくだろう。さらに、現在萌芽的段階にある脳波の読み取り技術がさらに進歩すれば、グリップに相当する物体さえ持たずに、ただ適切な脳波を出して自分のヴァーチャルな身代わりを動かす方式も可能となるかもしれない(そうなれば物理的負担がないだけに、センスさえ良ければ90歳の最強ゴルファーも出現しうらだ

ろう)。ただ、そこまでいけば逆に、ゴルフのセンスを物理的に実現する要素を盛り込む方向への——いわば脳から遠ざかる方向への、物理的負担を導入する方向への——“逆改革”も起こるのかもしれない。このような想像を働かせれば、ケース2でマーティンにカート使用を許可した措置は、“脳”と“物理”との間の無数の中間地点の中の、さして特別でもない一点を選んだに過ぎないようにも思えてくる。

こうして考えると結局、ケース1から3まで、やっていることはいわば、当該の競争の揺るぎない“本質”への収斂というよりも、競争のポイントをずらしたり、狭めたり広げたりして、多かれ少なかれ“別の競争”にすることだと言えるだろう。そこで問題になるのは結局、どういふ“別の競争”にするのが妥当かということである。それを決定するにあたって我々は(前述のような、「本質」の決め難さからしても)、当該の競争の“本質”を見抜いて専決できるような特権的な洞察を駆使して絶対的な結論を得ることはできず、むしろそれはその都度、様々な度合いの専門性と様々な直観や考え方をもった人々の集合的なやりとりが決めると考えておけばよい。そのやりとりが「議論」と呼ぶにふさわしいものである時は、主張の説得力を裏付けとしてコンセンサスが形成されていくだろう——それが実はサンデルの真意でもあるし、前述のハウが推奨する⁽²³⁾ ことでもある——。また、「権力ゲーム」とでも呼ぶのがふさわしいものである時は、力のある者、声の大きい者等の意見が通っていこう。ただいづれにせよ、当該の措置やルール変更があくまでも《“別の競争”にする介入》であるなら、要するにそれは《競争をやめる(あるいは無化する)ための介入》ではないのだから、〈実質的な機会の平等〉の追求が〈結果の平等〉の追求に行き着くことは考えにくいのである。

第3章 競争者の過去を補正すること

次に、これまで見てきたような《何らかの措置やルール変更によって“別の競争”にする》というアプローチとは別の、《現時点でのルールをそのままにして、競争者が競争に至るまでの準備段階に介入する》というアプローチについて考える。これは〈結果の平等〉の追求に行き着くだろうか。次のケース4は、ケース1の数学の入試における補正措置がさらにエスカレートしたような場合である；

◆ケース4；受験生の過去を補正する

入試において不利な条件を背負った受験生の、入試に臨むに至るまでの生育史を補正することを考える。例えば、家庭の経済力に恵まれない者には、高校までの学校や塾の費用を補助する。情報の格差を埋めるため、インターネットに繋ぐ。質の良い教師に出会わせる。これまで学友からの良きピア効果が乏しかった点を補正するため、真面目な学友を与える。こうして勉学への動機付けを行い、努力する性向を醸成する。(そして、こうした補正をせずに行われた入試は間違っている、つまりフェアではない、と見なす)。

ただし現実には文字通りに各々の受験生の過去へと時を遡って援助することはできないから、せめて将来の競争に備えて、現在(：将来の競争にとっての過去)の高校生以下の子どもそれぞれの環境を、上述の観点から補正することにする。(これならタイムマシンが無くてもできる)。

こうした考え方は、少なくとも、フェアな勝負の在り方に関する一つの理念(ideal)としては理解可能である。ただ、この考え方に従うと、補正すべき項目にきりがなくなり、〈実質的な機会の平等〉を追求していたはずが、いつの間にか〈結果

の平等〉の追求へと本当に行き着きそうに見える。しかし、必ずしもそうではない。それを次に考える。

ケース4の考え方では、大学入試においては、各受験生がこれまで生きてきた中で背負った宿命——生まれや育ち、運不運など——をも含めた総体を競い合うのではなく、当該の大学での勉学に照らしてより狭く限定された資質を競い合うべきである。そこから、従来は宿命として甘受されていた不利な条件にもどんどん介入し補正しようとする。競い合う要素ないし領域をどんどん切り詰めていく、と言ってもよい。しかしそれゆえにこそかえって、競い合うポイントは、より明確に、より自覚的に、際立たされることになる。宿命の領域に属するとみられてきた項目まで極力補正したうえで競争に臨ませただけだから、それでも結果において生じてきた差は、以前にも増して高解像度の有力な情報とさえ言えるだろう。このように見れば、〈実質的な機会の平等〉の原理は、科学における対照実験 (control experiment) で言うところの“統制 (control)” の考え方と同じである。つまり、本当に比較の観点としたい x という変数——この変数 x に、「A君の数学力」や「B君の数学力」などの値が代入される——以外の全ての変数においてインプットを全く同じにしよう (つまり、A君に関する数学力以外の内的外的な全ての条件と、B君に関する数学力以外の内的外的な全ての条件とを、全く同じにしよう) という考え方である。その上でアウトプットとしての答案に差が出たなら、その差は答案を生み出す要因の一つとしての x が「A君の数学力」だったか「B君の数学力」だったかに因るものと判断してよかろう、ということである。これはおおよそ比較という行為をきちんと行うための (“唯一の” ではないが⁽²⁴⁾) 一つの真っ当な方法だと言えるだろう。

このような意味で、ケース4のように〈実質的な機会の平等〉を追求すれば競争が“先鋭化” とも言えるわけだが、別の意味でも競争は“先鋭

化” するだろう。従来有利であった側は、アドバンテージを失ってより厳しい競争にさらされるし、従来不利であった側にとっても、負けた時の言い訳が効かなくなるという意味では、かえって厳しい勝負になる。(極端な場合、遺伝で受け継いだ要素だけの競い合いになり、そこでの敗者が社会的に淘汰され、子孫を遺しづらくなるという、優生学的な世界につながっていくのかもしれない)⁽²⁵⁾ また、競争のスタートラインでのいかなる門前払いも無くなるということから、より広範囲の人々が関心を持ち参加する中から優秀者を判別することになり、その意味でも、より激しい競争ということになる⁽²⁶⁾。

結局、当該の競争が、優劣を見分けるテストであり続けることを期待されている限り (そして〈実質的な機会の平等〉の原理においてこそかえってその期待が強まるのである以上)、競争自体が消滅して、〈結果の平等〉の原理に切り替わることはない。つまり、結果への介入にも至らないし、ちょうど結果が等しくなるように逆算して初期条件を調節することにはならない。むしろ、《結果が“純正” の“不平等” になることを志向すればこそ、〈実質的な機会の平等〉を追求する》という言い方すらできるのである。

また、〈実質的な機会の平等〉を追求する者が、長期的にはこの社会に存在する格差を解消することを目指しているような場合でさえも、そこで行われる競争が、結果の差 (という“病”) を検知するための、あるいは「いくら競い合っても、結果において差など生じないようになった (……こうして歴史は進歩した)」ということを確認するための競争であるなら、その競争 (: 検査) を厳密に行うことこそが大事になるのだから、その都度その都度の競争に関してはやはり〈結果の平等〉を追求するはずがない。

第4章 〈結果の平等〉の追求に行き着きうる場合とは

前章までの考察からすれば、〈実質的な機会の平等〉の追求は、どれほど徹底的であろうとも結局〈結果の平等〉の追求には行き着かないということになりそうだが、しかし実は常にそうとも言い切れない。すなわち、前章の裏返しで、競争者のおかれた初期条件のばらつきを補正する目的が、優劣の判別とは別のところにあれば、〈結果の平等〉の創出へと行き着くことがありうる。

それについて考えるために、まず、ゴルフやボウリング、あるいは囲碁や将棋などにおいて盛んにハンディをつける理由を考えてみる。要するにその理由とは、《ハンディによって接戦が演出されれば、競技者にとって競技の楽しさが増し、その楽しさが手伝って競技自体が盛んになる》ということであろう。プロスポーツのチームが新人をリクルートするドラフト会議における「ウェーバー方式」(：そのシーズンの順位が下だったチームから先に、有力なアマチュア選手を選ぶことができる方式)も、これに当たるだろう。あるいはまた、幼児教育者横峯吉文の「ヨコミネ式教育法」における徒競走では、足が速い子どもには後ろの位置からスタートさせ、ゴール付近では誰にでも勝つチャンスがあるように配慮する。

これらつまり、競争者のモチベーションを喚起するために接戦を演出するような介入である。“格差の無い終点”から逆算して、各競争者それぞれの初期条件を適宜調節する。(競争者がそうした調節に気づいていなければもちろんのこと、たとえ十分に気づいていても、おそらく人間の持つ理性以外の諸側面ゆえに、やはり競争はエキサイティングになる)。これはもはや、(次に述べる理由で)、〈結果の平等〉の域に踏み込んでいると見なしてよいだろう。

科学の対照実験では、どれほど入念な統制を行おうとも、問題となる当の変数そのものを統制し

てしまうこと——例えば温度の影響を調べたい時に、実験群と対照群との温度を揃えてしまうこと——はしないわけだが、同様に、〈実質的な機会の平等〉の原理も、真に競わせたいポイント自体に関して介入して補正をしてしまうことはない。別言すれば、厳密に競争させたい何らかのポイントを、非介入の“聖域”として残し、“聖域外”でのみ介入を行うのであれば、(そうした介入は競争の“結果の操作”ではないので)、それは〈結果の平等〉の原理ではなく〈実質的な機会の平等〉の原理と呼べる。逆に、もし結果を等しくすることを優先させた“聖域無き介入”を原理とするならば、それはやはり〈結果の平等〉の原理と呼べる。以上のように理解すればよいだろう。

さて、前述のような接戦の演出によって、競争者間の真の優劣は識別しづらくなる。しかしそうした識別より上位の目的があるからそうする、ということである。上位の目的とは、競争の振興そのものとは限らない。しばしばその先に、多数の競争参加者同士が競い合っ^て各自の実力を高めることが目論まれている。例えば、一国の国民の学力が他国民との競争にさらされている場合である。このとき、《全体的な底上げが大事で、一部の抜き出た者の存在は必要ない》という場合はもちろんのこと、秀でた者が必要な場合でさえも、その頭数さえ揃えば、真の優秀者(：真の能力を反映する競争が行われたとした場合に勝つはずの者)が誰なのか最後まで判らなくてかまわない、というのは、往々にして、いやしくも統治者たるものの本音であろう。

こうした目的意識に駆動されている場合には、〈実質的な機会の平等〉のための措置(あるいは少なくとも表面上それと同じことをしている措置)が、何らの歯止めもなく〈結果の平等〉の追求に行き着いてたとしても不思議はない。他方、既に見たように、優れた者の判別を何らかの理由から目指す限りは、どれほど〈実質的な機会の平等〉を追求しても、〈結果の平等〉には行き着かな

い。

このようなわけで、〈実質的な機会の平等〉の追求は、〈結果の平等〉の追求に行き着くはずのない場合と、行き着くことが大いにありそうな場合とがある（ので、総じて「必然的に行き着く」とは言えない）ということになる。そして、2つの場合を分かつのは、当該の競争を行う目的そのものである。これが本稿の結論である。それぞれの競争がどのような目的をもっているのか（あるいはもつべきか）、あるいは、同一の競争がいくつかの目的を併せ持っているのか（あるいは併せ持つべきか）といったことを考えて、特別措置やルール変更が向かうべき方向性を間違えないようにすることが重要であろう⁽²⁷⁾。

註

- (1) 平岡公一・平野隆之・副田あけみ編『社会福祉キーワード』（有斐閣、2002）、pp.36-37
- (2) 一般には、〈実質的な機会の平等〉に関する別の理解の仕方もある。それによれば〈実質的な機会の平等〉とは、例えば、ある競争（例えばある学力テスト）において、その競争での有利不利に関係があってはならないはずの任意の集団——「白人の集団」であれ、「黒人の集団」であれ、「貧困者の集団」であれ——が、相当数のサンプルをとって成績の分布をグラフ化すれば完全に同じベルカーブを描く、といった事態である。それを実現させるためには、“同じベルカーブ”という結果（：アウトプット）をもたらすように、それぞれの集団への援助（というインプット）を調整することになる（例えば John E. Roemer の議論はこれである）。それはそれで理解可能だが、本稿の文脈に置くとすれば、これはむしろ〈結果の平等〉の原理ということになるだろう。また、集団と集団との間の格差がなくなればよしとする考え方でもあり、諸個人の間には結果の差が生じることはとりあえず問題とされない。こうした意味で、少なくとも本稿の主題とは別の議論なので、これに関する考察は他日を期したい。
- (3) Howe, Kenneth R.: “Understanding equal educational opportunity”, Teachers College Press, 1997, p. 21.

Coleman, J.: ‘The concept of equality of educational opportunity’, in “Harvard Educational Review”, 38(1), 1968.

- (4) 筆者の捉え方ではむしろ、（第3・4章の考察からして）、初期条件の〈平等／不平等〉と結果の〈均等／不均等〉とが連動すると考える理由が見つからない。
- (5) Howe (1997), *ibid.*
- (6) *ibid.*, pp.21-22.
- (7) 宮台真司・鈴木弘輝・堀内進之介『幸福論』（日本放送出版協会、2007）、p.180
- (8) *ibid.*
- (9) *ibid.*
- (10) *ibid.*
- (11) *ibid.*, p.181
- (12) たしかに、宮寺晃夫が「論点の先取りの誤り」として退ける次のような議論、すなわち「結果において平等な帰結をもたらすのが、平等な機会を保障することだ」という議論もある（宮寺『教育の分配論』（勁草書房、2006）pp.24-25）が、本稿における私の考察も、これには与しない。註の（2）で触れた「同じベルカーブ」を求める議論もこのタイプだと言える。
- (13) 櫻田淳『「福祉」の呪縛』（日本経済新聞社、1997）、p. 177
- (14) *ibid.*, p.174
- (15) *ibid.*, pp.174-175
- (16) *ibid.*, p.175
- (17) *ibid.*
- (18) マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）『これからの「正義」の話しよう』（早川書房、2010）、p.264
- (19) *ibid.*, p.265. [] 内は堤による補足。
- (20) *ibid.*
- (21) 哲学者ウィトゲンシュタインが洞察したように、最初からきちんと定義されて使われている概念はさておき、我々が自然に使い始めた概念に関しては、その概念の全ての事例に共通する本質があるという保証はない——どの事例も他の一つ以上の事例と何らかの類似性をもっているとしても。
- (22) 結局のところパワーフォースは、「互いに他方に従属することのない2つの“本質”の“積”を競う競技」とでも言えばよいかもしれない。複数の指標を総合して一つの判定を下す場合、その判定は客観的な操作のアウトプットそのものではない。このことをどう考えるべきか

については、稿を改めて考察したい。

- (23) Howe (1997) の言う “participatory interpretation of equality of educational opportunity”。
- (24) 対照実験以外にも、統計学的な発想から、比較という行為の真っ当な方法を考えることができるだろう。野球のベテラン監督が、ある大事な試合で起用する先発ピッチャーを、2人の候補者のうちから選ぶとしているとする。野球のルール上も、そして物理的にも、2人同時にピッチャーズマウンド上の空間を占めることは絶対にできないという意味では、2人の候補者はこれまでの試合において、厳密に同じ局面におかれて“対照実験”をされたことは一度もない。微視的にはそういうことになる。しかし、双方ともがこれまで十分に多くの試合で多様なバッターたちを相手にいろいろな局面での投球ぶりを披露してきたならば、微視的な違いは均されて、巨視的には“(何年にもわたる)一つの同じ状況下”で振る舞ったとみることができる。このとき、多くのデータを蓄積した(“経験豊富な”)判定者(：監督)の脳内でのシミュレーションとしてなら、いわば思考実験としての対照実験をすることが可能になっている、ということである。
- (25) ケース4のような場合でさえ〈実質的な機会の平等〉の追求が〈結果の平等〉に行き着かないという“歯止め”となりうる要因は、他にもある。それは、競争参加者自身が持つ一種の“男気”とでも言えばよいようなものである。例えば、入試において〈実質的な機会の平等〉を求める補正措置が、ある時“過剰”(と感じられるほど)になったとする。その時その措置を受けて受かった者は、

当落に関しては純粹に得をしたとしても、プライド(尊厳、あるいは、櫻田の言う「人間の矜持」)の面では致命的な損失を被ることになるかもしれない。ここでは、前述の棋士たちの「どちらも持ちたい気がしますね」という指標に似て、「(措置を適用される立場と、されない立場の)どちらの立場に置かれたとしても、それで勝ったとき、疚しくない」という指標が、歯止めになるだろう。また、それとは別に、試験の点数を境遇の良さの指数で割った分数で比べるという発想もあるのだろうが、ただしそれは、個々人が己の運命と闘う力をスポイルするかもしれない。そして、“分不相応”な人材配置による“ドラマ”、例えば社会の(局地的あるいは全面的な)革新が、起きにくくなるかもしれない。人の配置の不完全さが社会の自己革新力を担保するというわけである。こうした論点も棄てがたいと思っている。

- (26) こうしたことが、より優れた勝者が現れる蓋然性を高めるかどうかという点は、検討を要するだろう。
- (27) 例えば、大学入試を一種の国策として見るならば、優秀者の判別という目的と、全体のレベルアップ(：学校のカリキュラムごときを超えた真の優秀さ、いわば「ハイパーメリット」が目立ちにくくなるというコストを払いつつも、出題範囲を限定し、多くの若者に試験勉強で地道に努力させること)という目的が併せ持たれていたとしても不思議はない。その場合、出題範囲を遵守しつつも一部で斬新な問題を出題することが、おそらく適切な戦略となるだろう。

(2010年11月30日 受付)
(2011年1月7日 受理)